

# 申込に関するQ&A

## ① 受験申込書について

	質 問	回 答
1	県外の派遣会社に登録し、長野県内の施設に派遣され勤務しています。受験地はどこになりますか。	受験資格に該当する業務を行っている県が受験地になりますので、この場合の受験地は長野県になります。ただし、実務経験証明書は派遣元の会社の代表者が作成することになります。
2	申込後転居予定です。申込書の住所はどうしたらよいでしょうか。	申込書には申込時点での住所を記入し、受験票（様式1の2）の表には転居後の住所を記入してください。申込書に付箋を貼り「〇月〇日転居予定」と書いておいてください。なお、転居後に「申込書記載事項変更届」(P41・様式8)と新住所の住民票を提出してください。

## ② 実務経験証明書について

	質 問	回 答												
1	以前に長野県で受験したことがありますが、実務経験証明書は省略できますか。	<u>平成30年度以降</u> に長野県で受験票の交付を受けた方のみ省略可能です。（無効者は除く）平成29年度以前に受験した方は、実務経験証明書を提出してください。												
2	令和2年に受験しましたが、受験票も不合格通知も紛失してしまいました。実務経験証明書の省略は出来ませんか。	「実務経験証明書受理済申出書」（P35様式4）の受験票貼り付け欄に直近の受験年度と受験番号を記入し提出してください。受験番号が不明な場合は（不明）と記入してください。												
3	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書を証明してもらえません。	引継ぎ先で証明できるか相談してみてください。証明できない場合は実務経験期間が客観的に証明できる書類を提出してください。 【例】 <table border="0"> <tr> <td>&lt;年金記録&gt;</td> <td>&lt;雇用保険&gt;</td> <td>&lt;その他&gt;</td> </tr> <tr> <td>・年金手帳の写し</td> <td>・雇用保険受給資格証</td> <td>・給与明細</td> </tr> <tr> <td>・年金記録照会回答書</td> <td>・資格取得届出確認照会回答書</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・雇用契約書</td> <td>等</td> </tr> </table>	<年金記録>	<雇用保険>	<その他>	・年金手帳の写し	・雇用保険受給資格証	・給与明細	・年金記録照会回答書	・資格取得届出確認照会回答書			・雇用契約書	等
<年金記録>	<雇用保険>	<その他>												
・年金手帳の写し	・雇用保険受給資格証	・給与明細												
・年金記録照会回答書	・資格取得届出確認照会回答書													
	・雇用契約書	等												
4	個人で開業しています。実務経験証明書の他に必要な書類はありますか。	証明者と申込者が同一の場合は、本人が発行する実務経験証明書と併せて以下の書類を提出してください。 <table border="0"> <tr> <td>&lt;保健所等が発行&gt;</td> <td>&lt;保健所長が証明&gt;</td> </tr> <tr> <td>・開業許可書</td> <td>・開設確認願（P43様式9の1）</td> </tr> <tr> <td>・開業届出書</td> <td>・出張のみによる施術業務開設確認願</td> </tr> <tr> <td>・業務委託契約書</td> <td>（P45様式9の2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>等</td> </tr> </table>	<保健所等が発行>	<保健所長が証明>	・開業許可書	・開設確認願（P43様式9の1）	・開業届出書	・出張のみによる施術業務開設確認願	・業務委託契約書	（P45様式9の2）		等		
<保健所等が発行>	<保健所長が証明>													
・開業許可書	・開設確認願（P43様式9の1）													
・開業届出書	・出張のみによる施術業務開設確認願													
・業務委託契約書	（P45様式9の2）													
	等													
5	以前勤務していた事業所に実務経験証明書を郵送して証明してもらうのですが、氏名は自分で記入してよいでしょうか。	申込者が自署した場合は無効となりますので、すべてを証明者に記入してもらうよう依頼してください。 その際「実務経験証明書の記入方法」(P26～27)をコピーし、資格取得・登録年月日を記入して同封してください。実務経験期間の開始日は資格登録日以降になります。												
6	実務経験証明書の訂正印は証明書作成者の印でよいでしょうか。	訂正する箇所に——を引き、 <u>代表者印</u> を押してください。代表者印の訂正印が無い場合、再提出が必要となります。												

### ③ 実務経験について ❖❖❖❖❖❖❖❖

◆ いずれの受験資格においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。必ず別紙 A・B (P9～11) にてご確認ください。

	質 問	回 答
1	受験申込にあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか。	受験資格を満たす範囲（通算5年、900日以上）の実務経験証明書を提出していただければ結構です。
2	6月30日現在、実務経験期間が1カ月足りないため、実務経験証明書を「見込」で提出した場合、その後はどうしたらよいですか。	証明日の時点で、受験資格（通算5年、900日以上）を満たしていない場合、区分は「見込」になります。 見込期間は試験日の前日R4年10月8日（土）まで算入できます。 その場合、区分を「見込」にして申込み、1カ月後条件を満たした時点で「確定済」の証明書を再度提出する必要があります。 なお、R4年10月19日（水）＜消印有効＞までに提出が無い場合、審査・試験は無効になります。
3	現在も勤務中です。実経験期間はいつまで証明できますか。	証明日までが実務経験期間となります。期間・日数が足りなくて「見込」の場合はR4年10月8日まで算入できます。
4	複数の事業所で介護福祉士として勤務していますが、従事期間・日数の取り扱いはどうなりますか。	同一の期間に複数の事業所で勤務している場合は、 <u>重複している期間⇒合計できない。日数⇒合計できる。</u> 1日に2カ所で勤務している場合は、1日としてしか算入できません。場合によって「従事日数内訳書」が必要になります。
5	介護福祉士として5年以上生活相談員として勤務をしています。現場では身体介護も行っていますが、実務経験として通算できますか。	まず、別紙B（P11）に該当する施設か確認してください。 介護福祉士としての実務経験に算入できるかは「 <u>要援護者に対する直接的な対人援助が、本来業務として明確に位置づけられているか</u> 」と客観的に確認できる業務報告書等の資料により証明される場合に限りです。
6	社会福祉士として福祉に関する業務をしていれば「国家資格に基づく直接援助業務」と考えてよいですか。	社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法第2条」において定義されており、「社会福祉士国家試験の受験資格を提起する第5条」に該当する「相談援助業務」以外は、社会福祉士の業務とは認められません。同様に介護福祉士・精神保健福祉士についてもそれぞれの国家試験資格に該当する業務以外は認められません。 ※各資格の定義に該当する業務が、本来業務でない場合は、本試験の受験要綱となる資格の業務とは認められません。
		【非該当の例】 介護福祉士・訪問介護士の生活援助のみ ・放課後デイサービスの児童指導員 ・病院の看護助手としてベッドメイキングや検体の運搬のみ ・事業所の管理者で、従業員の管理のみ 社会福祉士・介護業務のみ（介護職員） 栄養士 ・献立作成と調理のみ 薬剤師 ・製薬会社での研究業務、営業業務・薬局での薬の販売 看護師 ・看護学校の教職員 保健師 ・市役所で介護保険の認定調査員
7	老人デイサービス（通所介護）の生活相談員は別紙B（P11）の相談援助業務に該当しますか。	別紙B（P11）の「対象事業及び施設」に事業所が該当するか確認してください。この場合、「通所介護」が該当しないため、実務経験として算入できません。

8	3カ所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、実務経験期間が1カ月未満を切り捨ててあるので4年11カ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。	実務経験期間で1カ月未満切り捨てになった日数は、合計して30日あれば1カ月とみなします。よって、3カ所の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。 ※端数を切り捨てて足りないような場合は、証明者に通算実務経験期間の(備考)欄に、切り捨てた日数を記入してもらうよう依頼してください。(P23⑮参照)
---	---	---

#### ④ 在職証明書について ❖❖❖❖❖❖

	質 問	回 答
1	7月1日に退職します。在職証明書は必要ですか。	申込時点(6月1日～30日)で在職している場合は、在職証明書を提出してください。
2	育児休業中ですが、在職証明書か住民票どちらが必要ですか。	勤務先に籍があるので、在職証明書を提出してください。
3	在職証明書の省略はどのようなときに可能ですか。	実務経験証明書の実務経験期間の「終了日」がR4年6月1日以降の場合は省略できます。(P5②参照)

#### ⑤ 資格証・登録証について ❖❖❖❖❖❖

	質 問	回 答
1	婚姻により姓が変更になりましたが、登録証の変更をしていません。	申込書と資格登録証及び提出書類の姓が異なっている場合は、 <u>旧姓の登録証の写し</u> と、その経過が分かる <u>戸籍抄本の原本</u> (交付後3カ月以内)を添付してください。
2	登録証を紛失し、現在再発行手続き中で申込期日までに間に合いません。	再発行申請書の写し等、再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。なお、試験は見込受験となりますので、登録証が届き次第写しを提出してください。R4年10月19日(水)<消印有効>までに提出が無い場合、審査・試験は無効になります。
3	看護師の資格証の裏に資格取得日の記載があります。コピーが必要ですか。	裏面に記載がある場合は、両面を片面2枚にコピーし添付してください。
4	看護師の資格証はB4ですが、等倍でコピーすればよいですか。	他の書類と大きさを揃えるため、A4に縮小(81%)コピーしてください。

#### ⑥ その他 ❖❖❖❖❖❖

	質 問	回 答
1	試験手数料を振込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。申し込みはまだしていませんが、手数料は返金してもらえますか。	返金の要件に当てはまる場合(P31)のみ、返金が可能です。その際、必ずケアマネ試験本部まで電話連絡してください。(TEL026-226-2000) 入金日等を確認の上、返金にかかる費用を差し引いた金額を返金します。※連絡がない場合、返金できないことがあります。
2	試験日以降に他県へ引っ越す予定があります。合格後の実務研修は引っ越し先の都道府県で受講することは可能でしょうか。	諸事情により長野県での受講が困難な場合は、長野県介護支援課サービス係(TEL026-235-7121)までお問合せください。